

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）の配置の選定経緯等の公表について

沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号）第 41 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同条例第 4 条の 3 第 1 項の規定により南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る計画段階環境配慮書を作成し、都市計画配慮書対象事業の配置を選定したので、同条例第 4 条の 7 の規定のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 31 日

西原町長 崎原 盛秀



施設配置の検討	1
施設配置の選定	5

施設配置の検討

本施設の整備に当たって、以下の前提条件を基に計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）では、A案及びB案の2案を検討しました。（施設配置検討図案参照）

- ・管理棟は、来場者、見学者の動線と場内のごみ搬入搬出動線を極力分離する。
- ・見学者の安全を確保するため、管理棟と工場棟（焼却棟及びリサイクル棟）を渡り廊下で往来できるものとする。
- ・管理棟は、焼却棟及びリサイクル棟にアクセスしやすいように配置する。
- ・洗車場は、収集車両の汚れ拡散防止や処理水の処理の効率性から工場棟に併設する。（プラットホームの下も有効活用する。）
- ・搬入車両と搬出車両は基本的に交差しないように動線を計画する。
- ・工場棟への進入、退出が無理なく出来るよう緩やかに曲がれるように配置する。（大型車両（20 t 級）や緊急車両（消防等）が通行可能な幅員を確保する。）
- ・工場棟内では出入口を別々の一方通行にする。
- ・場内動線は、左側通行の一方通行にする。
- ・計量待ちの車両が敷地外に滞留することを防止するため、敷地入口から計量棟までの距離をなるべく長く確保する。
- ・津波による浸水高さ（5.0m）を考慮する。
- ・雨水貯留槽（地下貯留槽）は、造成費用を安価とするため敷地内の造成高が低い駐車場付近に配置する。（雨水は、有効利用するため、工場棟にポンプ移送する。）
- ・搬入車両は、区域南側の東西道路から出入りする。
- ・緊急車両は、焼却棟に近い道路位置から出入りする。
- ・施設を配置するにあたっては、河川及び水路を考慮する。

施設配置検討図案のA案及びB案は、図 1 及び図 2 に示すとおりです。A案は、焼却施設を敷地北側に配置し、焼却施設とリサイクル施設を合棟としています。B案は、焼却施設を敷地南側に配置し、リサイクル施設と管理棟を合棟としています。

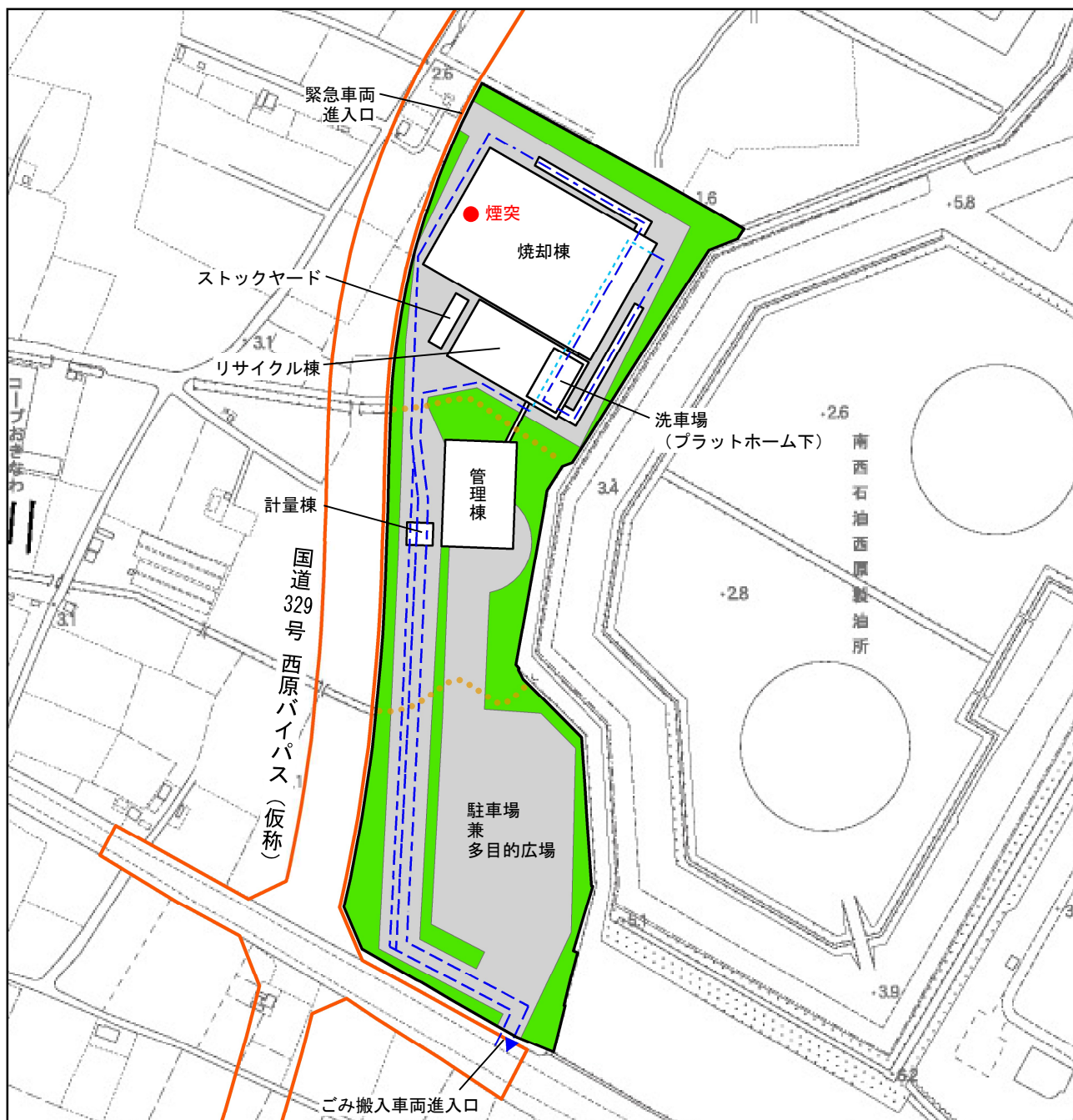
配慮書では、大気質においてはA案とB案に差はなく、景観においてはいずれの案も垂直視角は圧迫感を受ける目安である10度を下回ることから、現時点ではA案とB案における優劣はつけがたいと評価されました。

この配慮書を公表して住民説明会を開催し、知事、西原町長、与那原町長、中城村長及び一般の意見を求めたところ、与那原町長及び一般の意見はなく、知事、西原町長、中城村長より後述のような意見がありました。その中で、事業計画に対して主に以下の環境配慮が求められています。

- ・本事業では、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設の配置計画の検討に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等についても総合的に検討し、環境への影響を可能な限り回避又は低減する計画とすること。
- ・想定区域及びその周辺では、想定区域に隣接して国道329号西原バイパスの整備が予定されており、また、「西原町都市計画マスタープラン2025-2045」（令和7年、西原町）においても現況と異

なる土地利用が検討されていることから、施設の配置等の検討に当たっては、現況だけでなく将来の土地利用の状況を整理した上で、その内容も踏まえること。

- 施設の配置等及び廃棄物運搬車両の走行ルートを検討に際しては、用途地域の区分だけでなく住居の居住実態等も踏まえ、大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭による生活環境への影響についても配慮すること。
- 大気質に係る予測及び評価において、「施設配置による最大着地地点及び最大着地濃度の違いはない」としているが、A案及びB案の煙突位置が南北に400m程度離れており、大気汚染物質の最大着地地点の位置に違いがあることから、想定区域周辺の土地利用の状況や住居や学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設の位置等も踏まえた上で、施設の配置等を検討すること。
- 煙突をはじめとした構造物の配置の検討に当たっては、主要な眺望点及び身近な視点場からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、景観の変化について配慮するとともに、西原町景観計画との整合を図ること。
- 施設配置計画の検討に当たっては、緑化（中高木による遮蔽植栽等）による環境影響の低減の可能性を踏まえ、緑地の配置についても併せて検討すること。
- 煙突等の建築構造物の配置や色彩等については、景観に配慮した計画とすること。また、植栽にあたっては沿道側を重点に中高木等緑化に努めること。
- 工事期間中に工事車両の往来等で交通渋滞が起こらないよう対策を講じること。また、施設整備後は構成6市町から多くの塵芥収集車が集まることから、スムーズな搬入が実施できるような配置計画とすること。



凡 例

- 事業実施想定区域
- ▶ ごみ搬入動線
- - - ごみ搬入動線 (プラットフォーム下を通過)
- = 都市計画道路
- 水路

「沖縄県西原町地形図 1:10,000 を加工して作成」

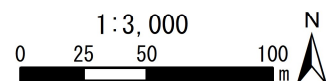
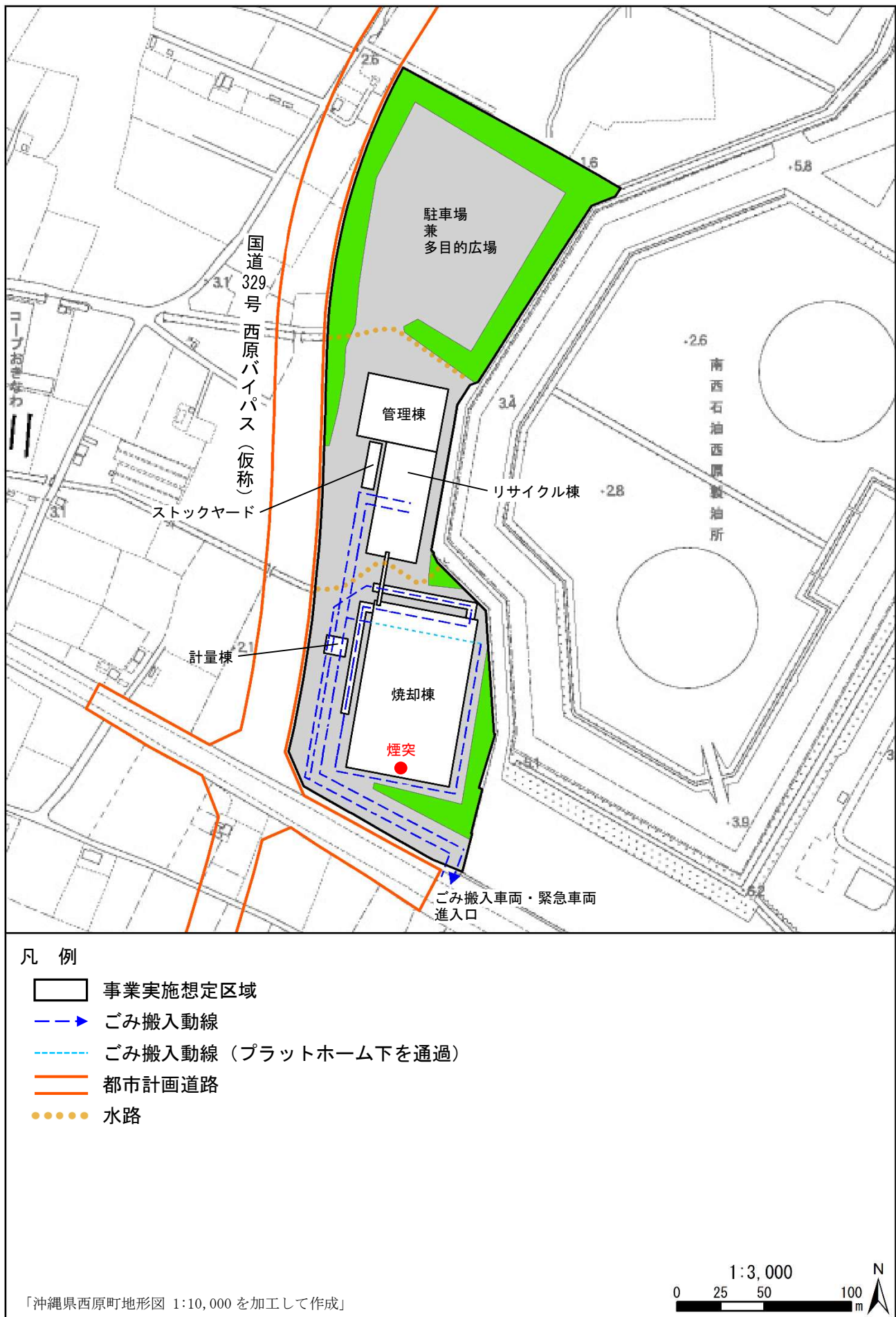


図 1 施設配置検討図案【A 案】



施設配置の選定

施設配置検討図案【A案】は、焼却施設を敷地北側に配置してリサイクル施設との合棟としており、事業実施想定区域よりも南側に位置する「MTP（東崎）」や「東崎公園」などの眺望点・身近な視点場からの離隔を確保することができます。

一方、施設配置検討図案【B案】は、焼却施設を敷地南側に配置してリサイクル施設と管理棟を合棟としており、事業実施想定区域よりも北側に位置する「県道宜野湾西原線」や「アガイティード橋」などの眺望点・身近な視点場からの離隔を確保することができます。

なお、事業実施想定区域周辺には住居や学校等の環境保全上の配慮が特に必要な施設が複数存在しますが、最寄りの住居でも 200m 以上の距離があるため、いずれの配置案においても生活環境への影響に大きな差はないと考えられます。

配慮書での検討結果や寄せられた意見、および公表後の検討結果を踏まえ、以下の事項を総合的に考慮した結果、施設配置については施設配置検討図案【A案】が望ましいと考えます。

大気質への影響： 配慮書における最大着地濃度発生地点での予測結果は十分に小さく、配慮が必要な施設や住居位置が最大着地濃度地点となった場合でも問題ない濃度となっています。そのため、煙突位置の違いによる大気質への影響の差は主要要因とせず、景観や敷地の有効活用等の観点から総合的に検討しました。

景観への配慮： 身近な視点場であり想定区域に近く、景観変化の大きい「東崎公園」および「西原東中学校前」について特に配慮しました。A案は「東崎公園」に対する影響がより小さい配置であり、「西原東中学校前」については両案同等の影響となります。

隣接施設との離隔： 隣接する施設（石油タンク）とは十分な離隔をとる必要があり、A案はB案と比較して石油タンクからの離隔を確保することが可能な配置となっています。また、B案では防火壁の設置等の対策を要する場合があります。

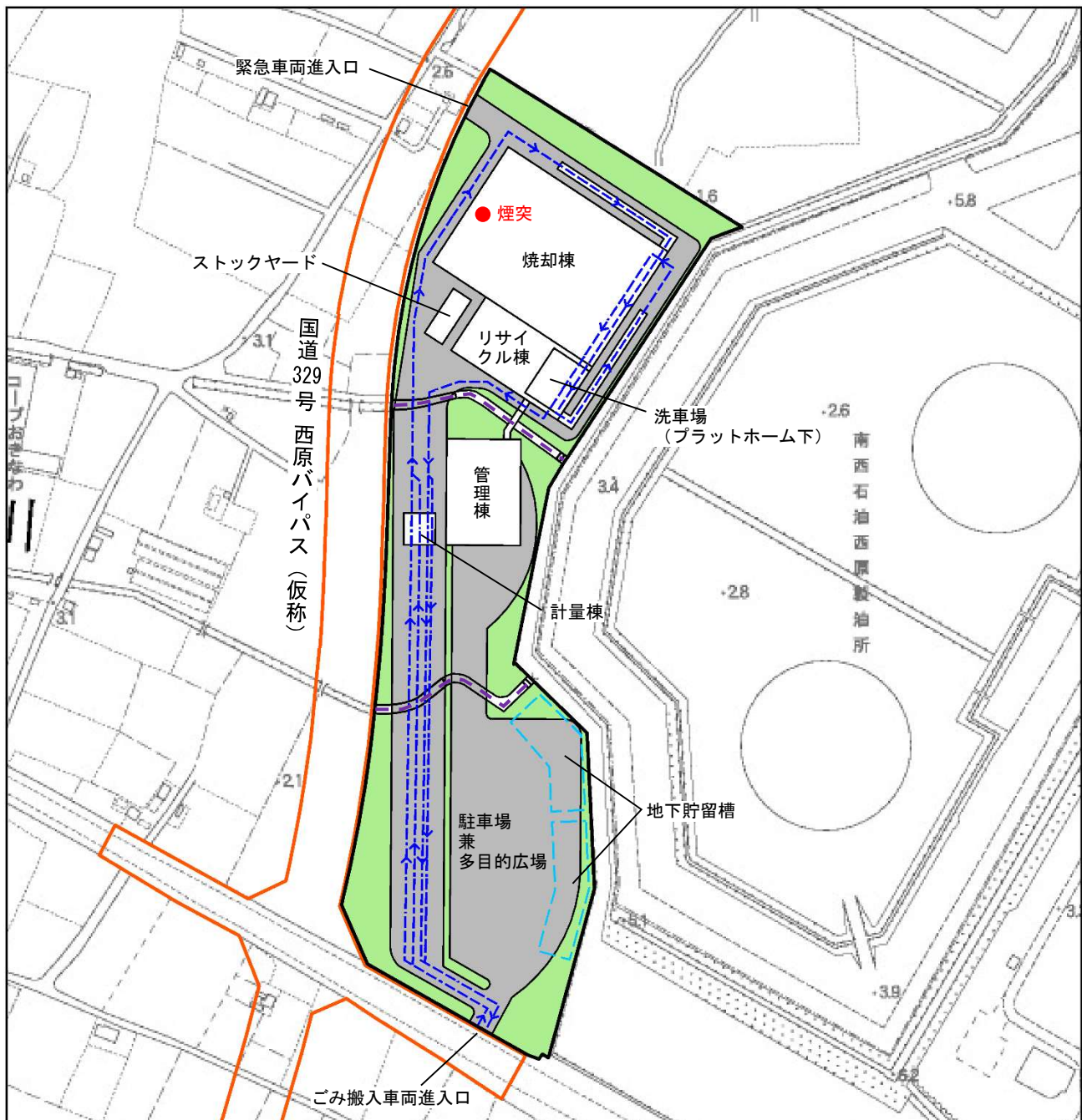
地質条件： 事業実施想定区域でのボーリング調査の結果、A案の位置はB案と比較して支持層深度が深くなりますが、基礎構造等の工法検討により対応可能です。

動線計画と安全性： 両案ともに搬入車両動線を敷地外周部に集約できるため、見学者等の人動線と車両動線の分離が容易であり、安全な利用環境を実現できます。また、B案では焼却施設への進入車両とリサイクル施設からの退出車両の動線が交錯するリスクがあるのに対し、A案ではこれを回避できます。

待機スペースの確保： A案は進入口から計量棟までの距離が長いため、搬入車両の待機スペースを多く確保することができます。

維持管理性・運営効率： A案は焼却施設とリサイクル施設の合棟化により、管理機能の集約や設備の共用化による維持管理コストの低減が期待できるなど、運営面で高い優位性があります。

防災・将来性への対応： B案には、焼却・リサイクルのいずれかで火災が発生した場合でも工場棟全体への影響が生じにくい点や、将来の増設・改修時に相互干渉が生じにくいというメリットがあります。A案の採用にあたっては、詳細設計段階において適切な防火区画の計画等を実施することでこれらのリスクに対応します。



凡 例

- 対象事業実施区域
- > ゴミ搬入動線
- 都市計画道路
- 水路

「沖縄県西原町地形図 1:10,000 を加工して作成」

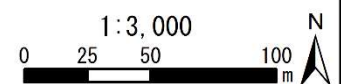


図 3 施設配置選定図

知事意見

環 政 第 1415 号

令和 8 年 3 月 23 日

西原町

代表者 西原町長 崎原盛秀 殿

沖縄県知事 玉城康裕



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る
計画段階環境配慮書に対する知事意見について

令和 8 年 2 月 5 日付けで送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県
環境影響評価条例第 41 条の 2 第 3 項において読み替えて適用される同条例第 4 条の
5 の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る計画段階環境配慮書
に対する知事意見

本都市計画配慮書対象事業（以下「本事業」という。）は、糸豊環境美化センター、東部環境美化センター及び島尻環境美化センターの施設の老朽化を背景に、南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、当該３施設を一元化した新たなごみ処理施設を建設することを目的としている。

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、中頭郡西原町小那覇地区に位置し、現状では畑や原野となっている。想定区域周辺には、住居及び学校等の環境保全について配慮が特に必要な施設が複数存在しているほか、主要な眺望点及び身近な視点場が複数存在している。

このような地域特性や焼却施設等の設置に係る事業特性を踏まえ、本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）では、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、大気質及び景観を選定しており、施設の配置に係る複数案（焼却施設を想定区域北側に配置したＡ案及び想定区域南側に配置したＢ案）ごとに予測及び評価を行っている。

一方、騒音、振動、低周波音及び悪臭の発生源となり得る焼却設備や破碎設備等の具体的な仕様は未定ではあるが、本事業の実施に伴う影響要因により、これらの環境要素に影響を及ぼすことが懸念される。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避又は低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類及び規模並びに配置（以下「施設の配置等」という。）を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。

については、本事業の更なる検討に当たっては、以上の内容を踏まえ、下記に示す事項について十分に検討した上で適切な措置を講じること。

また、沖縄県では、沖縄２１世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてＳＤＧｓを推進することとしており、環境影響評価制度はＳＤＧｓが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、ＳＤＧｓの理念に基づき、適切に実施していただきたい。

記

１ 総論

- (１) 本事業の位置については、令和５年１０月に西原町より同地区を含めた約２５haを建設候補地として推薦があり、その後南部広域行政組合で同地区へ絞り込みを行い、地権者説明会、住民説明会を経て、令和７年１月に環境衛生関係市町村理事協議会にて建設予定地となったとあるが、本配慮書では、環境配慮等の観点からの検討経緯が示されていない。

については、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、環境配慮等の観点から複数案の検討を行ったのかも含め、本事業の位置の選定に係る経緯の詳細を記載すること。

- (２) 本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域については、道路事業や面整備事業における影響範囲の設定の考え方を踏まえ、Ａ案及びＢ案の煙突位置から３kmの範囲を設定したとしている。

しかし、景観に係る影響範囲については、本事業の事業特性である煙突の高さも考慮して設定する必要があり、煙突の高さを考慮して設定すると影響範囲は煙突位置から３kmを超える可能性がある。

については、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域については、本事業の煙突の高さを踏まえ、再度整理すること。また、再度整理したことにより、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域が増加する場合には、増加する地域の地域特性を踏まえ、再度、計画段階配慮事項についての検討を行うとともに、必要に応じて、関係する市町村及び一般の環境の保全の見地からの意見を求め、当該意見も考慮し、施設の配置等を検討すること。

- (3) 本事業では、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設の配置計画の検討に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等についても総合的に検討し、環境への影響を可能な限り回避又は低減する計画とすること。
- (4) 想定区域及びその周辺では、想定区域に隣接して国道 329 号西原バイパスの整備が予定されており、また、「西原町都市計画マスタープラン 2025-2045」（令和 7 年、西原町）においても現況と異なる土地利用が検討されていることから、施設の配置等の検討に当たっては、現況だけでなく将来の土地利用の状況を整理した上で、その内容も踏まえること。
- (5) 施設等の存在及び供用後の排水計画について、施設からのプラント排水は、施設内での蒸発散処理又は下水道放流とし、生活排水は、下水道放流ととしているが、想定区域に、現在、下水道は整備されておらず、「沖縄污水再生ちゅら水プラン 2023（沖縄県下水道等整備構想）」（令和 5 年、沖縄県）においても、下水道を整備する計画となっていない。については、下水道整備に係る関係機関との調整状況や公共用水域等への排水の可能性についても整理し、排水計画を検討すること。

2 各論

(1) 水の汚れ、地下水の水質、底質、土壤汚染及び海域生物について

施設等の存在及び供用に係る水の汚れ、地下水の水質、底質、土壤汚染及び海域生物については、施設からのプラント排水を施設内での蒸発散処理又は下水道放流とし、生活排水を下水道放流とすることから計画段階配慮事項に選定しなかったとしているが、上記 1 (5) の結果も踏まえた上で、沖縄県環境影響評価条例第 4 条の 2 の規定に基づき、これら環境要素を計画段階配慮事項として選定すべきか再検討すること。再検討の結果、計画段階配慮事項として追加した場合は、当該事項に係る環境影響について調査、予測及び評価を行い、施設の配置等を検討すること。

(2) 大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭について

想定区域周辺には、住居や学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、本事業では、焼却設備や破碎設備が設置されること、廃棄物運搬車両等による交通量の増加が想定されることから、事業の計画段階において、周辺地域への大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭の影響について可能な限り回避又は低減を図ることが求められる。

については、施設の配置等及び廃棄物運搬車両の走行ルートの検討に際しては、用途地域の区分だけでなく住居の居住実態等も踏まえ、大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭による生活環境への影響についても配慮すること。

(3) 大気質

大気質に係る予測及び評価において、「施設配置による最大着地地点及び最大着地濃度の違いはない」としているが、A 案及び B 案の煙突位置が南北に 400m 程度離れており、大気汚染物質の最大着

地地点の位置に違いがあることから、想定区域周辺の土地利用の状況や住居や学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設の位置等も踏まえた上で、施設の配置等を検討すること。

(3) 景観

ア 想定区域周辺には、主要な眺望点や多くの人が日常的に生活及び利用している「東崎公園」、「西原東中学校前」等の身近な視点場が複数存在している。また、本事業は、視認性の高い構造物が生じる事業であることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点及び身近な視点場からの眺望景観への影響が懸念される。

については、煙突をはじめとした構造物の配置の検討に当たっては、主要な眺望点及び身近な視点場からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、景観の変化について配慮するとともに、西原町景観計画との整合を図ること。

イ 施設配置計画の検討に当たっては、緑化（中高木による遮蔽植栽等）による環境影響の低減の可能性を踏まえ、緑地の配置についても併せて検討すること。

3 方法書以降に講ずべき措置について

(1) 本事業の環境影響評価の実施に当たっては、想定区域周辺で計画されている国道 329 号西原バイパスの整備や将来の土地利用の計画を踏まえ、将来の環境の状況を整理した上で、その内容も踏まえること。

(2) 大気質について、本配慮書では、類似事例における最大着地濃度出現予測距離や「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）を踏まえ影響範囲を設定したとしているが、本県は、季節風、台風等の影響を受ける気象特性を有していることに加え、影響範囲とした半径 3 km の範囲に高低差を有する地形が含まれていることから、一般的な平坦地を前提とした簡易的な整理のみでは、影響範囲を適切に把握できない可能性がある。

については、大気質に係る環境影響評価を実施する場合には、煙突の高さとの関係、気象条件、地域条件等を踏まえ調査地域を設定するとともに、気象や地形といった地域特性を適切に反映できる予測手法の選定に努めること。

(3) 騒音に係る環境影響評価を実施する場合には、以下の措置を講じること。

ア 本事業の焼却施設は 24 時間運転を想定していることから、夜間のバックグラウンド騒音を把握した上で、夜間における騒音の影響についても予測及び評価を行うこと。

イ 想定区域周辺の交通量について、将来の環境の状況を踏まえた時間別交通量の変動についても明らかにすること。

(4) 景観に係る環境影響評価を実施する場合には、東崎都市緑地（イルカ公園）内の「西原タッチュー」等の想定区域周辺の小高い眺望点についても主要な眺望点又は身近な視点場に設定することを検討すること。

(5) 工事計画について、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資機材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な内容を明らかにすること。

(6) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設敷地から発生する雨水排水について、処理

計画の詳細な内容を明らかにすること。

- (7) 事業計画の今後の検討に当たっては、関係法令を所管する部署や地域の関係者等と十分に調整を行うこと。



西 環 第 7 3 8 号
令和 8 年 3 月 2 6 日

西原町長 崎 原 盛 秀 殿

西原町長 崎 原 盛 秀



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る環境影響評価
（計画段階環境配慮書）に関する意見について（回答）

令和8年2月5日付け、西環第704号にて依頼のありました標記の件につ
いて、別紙のとおり意見書を提出します。

お問い合わせ先

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1
西原町役場 総務部 環境安全課 環境保全係 大田

TEL : 098-945-5018 【内線 3701】

FAX : 098-946-6086

(別紙)

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価(計画段階環境配慮書)に関する意見

1. 大気質について

事業実施想定区域から環境影響を受ける想定範囲(3 km)の区域は本町の大部分を占めていることから、大気防止汚染法に定められた排出基準を遵守するほか、有事の際には、本町の住民や関係者、事業者へ丁寧な説明等、細やかな対応を行うこと。

2. 景観について

煙突等の建築構造物の配置や色彩等については、景観に配慮した計画とすること。また、植栽にあたっては沿道側を重点に中高木花等の緑化に努めること。

3. その他

工事期間中に工事車両の往来等で交通渋滞が起こらないよう対策を講じること。また、施設整備後は構成 6 市町から多くの塵芥収集車が集まることから、スムーズな搬入が実施できるような配置計画とすること。

大

中 住 生 第 10 号

令和 8 年 4 月 6 日

西原町長 崎原 盛秀 殿

中城村長 比嘉 麻乃



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る環境影響評価（計画
段階環境配慮書）に関する意見照会について（回答）

令和 8 年 2 月 5 日付西環第 704 号にて照会のありました標記の件につきまして、下記
のとおり意見書を提出します。

記

- ・意見書 別紙のとおり

【問い合わせ先】

中城村役場

住民生活課 生活環境係 吉本裕貴

電 話：098-895-2132

Email：yuuki-y@vill.nakagusuku.lg.jp

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る環境影響評価（計画段階環境配慮書）に関する意見書

1. 事業実施想定区域の周辺状況について

西原町東部にある既存の工業専用地域に隣接していますが、周辺には住宅街及び学校、漁港、都市公園など環境保全への配慮が特に必要と考えます。

対象事業に係る環境影響の想定範囲内に含まれる本村においても、予定地の北側は集落及び農振農用地、また西側の高台には人口密度の高い市街化区域を有するため、法令で定められる規則及び基準値については、事業者及び村民への丁寧な説明をお願いします。

2. 環境影響について

大気質・水質には特に、有害な影響の回避又は軽減に向けて、想定区域である西原町への対応に準じた配慮をお願いします。

騒音及び振動の影響は軽微であると考えますが、悪臭については基準値だけによらない定期的な改善を検討するよう、生活環境への配慮をお願いします。

3. 景観について

本村からの主要な眺望点からは、遠景で視認できる程度であり、景観への影響は軽微であると考えますが、緑地の配置、又は構造物の色彩について西原町景観計画との整合性を図るようお願いします。

その他

本村は対象事業の構成 6 市町より北に位置するため、運搬車両の走行ルート of 範囲外と考えますが、早朝の混雑などへ配慮した搬入の実施をお願いします。また、地域説明会の開催等の要望があった際は、柔軟に対応していただくようお願いします。

知事意見に対する都市決定権者の見解

知事意見	都市決定権者の見解
本都市計画配慮書対象事業（以下「本事業」という。）は、糸豊環境美化センター、東部環境美化センター及び島尻環境美化センターの施設の老朽化を背景に、南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、当該3施設を一元化した新たなごみ処理施設を建設することを目的としている。 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、中頭郡西原町小那覇地区に位置し、現状では畑や原野となっている。想定区域周辺には、住居及び学校等の環境保全について配慮が特に必要な施設が複数存在しているほか、主要な眺望点及び身近な視点場が複数存在している。 このような地域特性や焼却施設等の設置に係る事業特性を踏まえ、本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）では、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、大気質及び景観を選定しており、施設の配置に係る複数案（焼却施設を想定区域北側に配置したA案及び想定区域南側に配置したB案）ごとに予測及び評価を行っている。 一方、騒音、振動、低周波音及び悪臭の発生源となり得る焼却設備や破碎設備等の具体的な仕様は未定ではあるが、本事業の実施に伴う影響要因により、これらの環境要素に影響を及ぼすことが懸念される。 配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避又は低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類及び規模並びに配置（以下「施設の配置等」という。）を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。 については、本事業の更なる検討に当たっては、以上の内容を踏まえ、下記に示す事項について十分に検討した上で適切な措置を講じること。 また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進することとしており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施していただきたい。	方法書以降の環境影響評価手続き及び本事業の計画の検討にあたっては、知事意見の内容を踏まえ、十分に検討を行い、適切な措置を講じます。 また、環境影響評価に当たっては、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向けて、SDGsの理念に基づき適切に実施いたします。
1 総論 (1) 本事業の位置については、令和5年10月に西原町より同地区を含めた約25haを建設候補地として推薦があり、その後南部広域行政組合で同地区へ絞り込みを行い、地権者説明会、住民説明会を経て、令和7年1月に環境衛生関係市町村理事協議会にて建設予定地となったとあるが、本配慮書では、環境配慮等の観点からの検討経緯が示されていない。 については、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、環境配慮等の観点から複数案の検討を行ったのかも含め、本事業の位置の選定に係る経緯の詳細を記載すること。	西原町より推薦のあった約25haから、想定区域へ絞り込むにあたり、3地区の範囲を設定し、法規制、地理条件、土地利用、周辺道路、地形・地質・水道水源、その他について比較評価項目を設定し、比較評価を行っています。環境配慮の観点からは、住宅からの距離や周辺道路の状況から収集運搬に伴う影響等を考慮していますので、その詳細について方法書に記載します。

知事意見	都市決定権者の見解
(2) 本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域については、道路事業や面整備事業における影響範囲の設定の考え方を踏まえ、A案及びB案の煙突位置から3kmの範囲を設定したとしている。 しかし、景観に係る影響範囲については、本事業の事業特性である煙突の高さも考慮して設定する必要がある、煙突の高さを考慮して設定すると影響範囲は煙突位置から3kmを超える可能性がある。 については、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域については、本事業の煙突の高さを踏まえ、再度整理すること。また、再度整理したことにより、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域が増加する場合には、増加する地域の地域特性を踏まえ、再度、計画段階配慮事項についての検討を行うとともに、必要に応じて、関係する市町村及び一般の環境の保全の見地からの意見を求め、当該意見も考慮し、施設の配置等を検討すること。	環境影響を受ける範囲であると想定される地域は3kmの範囲を設定していますが、配慮書における景観の調査・予測にあたっては、垂直視角が1度以上となる範囲を含むよう、水平距離3.5kmまでの眺望点を含めて検討を行いましたので、その結果から、影響を受ける地域について再度整理いたしました。 想定区域から3km以遠に位置する、想定区域が眺望可能な眺望点と、選定した配置案（A案）の煙突までの水平距離、煙突（59m）の垂直視角の予測結果は、以下のとおりです。 ・幸地グスク グスク内広場（3.1km）1.09度 ・板良敷海岸（3.2km）1.06度 ・与那原町役場（3.4km）0.99度 ・クララ教会（3.4km）0.99度 「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（平成14年10月、財団法人自然環境研究センター）に示されている、垂直視角と鉄塔の見え方の目安において、視角1度の場合は「十分見えるけど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。」、視角1.5～2度については「シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。」とされています。 3km以遠の眺望点については、視角は1度前後となっていることから、煙突高さを考慮した場合にも、景観的にはほとんど気にならない見え方に相当し、本事業に係る環境影響を受ける範囲ではないと判断しています。よって、環境影響を受ける範囲であると想定される地域の増加はありません。
(3) 本事業では、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設の配置計画の検討に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等についても総合的に検討し、環境への影響を可能な限り回避又は低減する計画とすること。	焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等は、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とします。
(4) 想定区域及びその周辺では、想定区域に隣接して国道329号西原バイパスの整備が予定されており、また、「西原町都市計画マスタープラン2025-2045」（令和7年、西原町）においても現況と異なる土地利用が検討されていることから、施設の配置等の検討にあたっては、現況だけでなく将来の土地利用の状況を整理した上で、その内容も踏まえること。	西原町都市計画マスタープラン2025-2045」（令和7年、西原町）において、国道329号西原バイパスの整備とともに本事業も位置付けられており、また、将来地域構想図の中で想定区域及びその周辺は工業地となっていることから、土地利用の観点から問題はないものと認識しています。 将来の周辺の土地利用は工業系になるものと想定され、住居が近接するなど生活環境への影響へ特段の配慮が必要となることは考えにくいことから、施設の配置等の選定にあたっては、生活環境だけでなく景観や敷地の有効活用等の観点から、総合的に検討を行いました。 なお、今後の事業計画の検討にあたっては、最新の土地利用の状況や計画にも留意して行ってまいります。

知事意見	都市決定権者の見解
(5)施設等の存在及び供用後の排水計画について、施設からのプラント排水は、施設内での蒸発散処理又は下水道放流とし、生活排水は、下水道放流とするとしているが、想定区域に、現在、下水道は整備されておらず、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン2023（沖縄県下水道等整備構想）」（令和5年、沖縄県）においても、下水道を整備する計画となっていない。ついては、下水道整備に係る関係機関との調整状況や公共用水域等への排水の可能性についても整理し、排水計画を検討すること。	本事業における汚水排出量を算定の後に、下水道整備計画区域に含める方向で、現在、関係機関と協議を開始しております。 下水道放流を基本として計画を進めており、公共用水域への排水は行いません。
2 各論 (1)水の汚れ、地下水の水質、底質、土壤汚染及び海域生物について 施設等の存在及び供用に係る水の汚れ、地下水の水質、底質、土壤汚染及び海域生物については、施設からのプラント排水を施設内での蒸発散処理又は下水道放流とし、生活排水を下水道放流とすることから計画段階配慮事項に選定しなかったとしているが、上記1(5)の結果も踏まえた上で、沖縄県環境影響評価条例第4条の2の規定に基づき、これら環境要素を計画段階配慮事項として選定すべきか再検討すること。再検討の結果、計画段階配慮事項として追加した場合は、当該事項に係る環境影響について調査、予測及び評価を行い、施設の配置等を検討すること。	上記1(5)のとおり、下水道放流を基本として計画を進めており、公共用水域への排水は行わないため、水の汚れ、地下水の水質、底質、土壤汚染及び海域生物について計画段階配慮事項として選定しないものとします。
(2)大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭について 想定区域周辺には、住居や学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、本事業では、焼却設備や破碎設備が設置されること、廃棄物運搬車両等による交通量の増加が想定されることから、事業の計画段階において、周辺地域への大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭の影響について可能な限り回避又は低減を図ることが求められる。 ついては、施設の配置等及び廃棄物運搬車両の走行ルートの検討に際しては、用途地域の区分だけでなく住居の居住実態等も踏まえ、大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭による生活環境への影響についても配慮すること。	想定区域周辺には、住居や学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していますが、最寄りの住居でも200m以上の距離があることから、生活環境への大きな影響の違いはないものと考えられ、施設の配置等の選定にあたっては、生活環境だけでなく景観や敷地の有効活用等の観点から、総合的に検討を行いました。 工事用車両や西原町以外からの廃棄物運搬車両の走行ルートについては、国道329号バイパス、臨港道路及び小那覇マリンタン線を計画しており、住居や学校等への影響を可能な限り回避・低減する計画としています。 方法書以降の環境影響評価にあたっては、用途地域の区分だけでなく住居の居住実態等も踏まえ、調査・予測地点の設定や環境保全措置の検討等を行ってまいります。
(3)大気質 大気質に係る予測及び評価において、「施設配置による最大着地地点及び最大着地濃度の違いはない」としているが、A案及びB案の煙突位置が南北に400m程度離れており、大気汚染物質の最大着地地点の位置に違いがあることから、想定区域周辺の土地利用の状況や住居や学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設の位置等も踏まえた上で、施設の配置等を検討すること。	配慮書における最大着地濃度発生地点での予測結果は十分に小さく、配慮が必要な施設や住居位置が最大着地濃度地点となった場合でも問題ない濃度となっています。このため、施設の配置等の選定にあたっては、煙突位置の違いによる大気質への影響の差異は主要な要因としては考慮せず、景観や敷地の有効活用等の観点から、総合的に検討を行いました。
(4)景観 ア 想定区域周辺には、主要な眺望点や多くの人が日常的に生活及び利用している「東崎公園」、「西原東中学校前」等の身近な視点場が複数存在している。また、本事業は、視認性の高い構造物が生じる事業であることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点及び身近な視点場からの眺望景観への影響が懸念される。 ついては、煙突をはじめとした構造物の配置の検討に当たっては、主要な眺望点及び身近な視点場からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、景観の変化について配慮するとともに、西原町景観計画との整合を図ること。	施設の配置の検討にあたっては、身近な視点場であり、想定区域に近いために景観の変化の大きい「東崎公園」及び「西原東中学校前」について特に配慮し検討を行いました。選定した配置（A案）は、「東崎公園」に対してより影響が小さい案であり、「西原東中学校前」についてはいずれの案も同等の影響となっています。 方法書以降の環境影響評価にあたっては、主要な眺望点及び身近な視点場からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、予測を行い、西原町景観計画との整合が図られるよう、評価や環境保全措置の検討を行います。

知事意見	都市決定権者の見解
イ 施設配置計画の検討に当たっては、緑化（中高木による遮蔽植栽等）による環境影響の低減の可能性を踏まえ、緑地の配置についても併せて検討すること。	現時点では、具体的な緑地の配置の検討は困難ですが、今後、計画の詳細検討にあたっては、環境影響の低減のため中高木による遮蔽植栽等を含め緑化に努めるよう検討を行い、可能な限り景観への影響を回避・低減する計画とします。
3 方法書以降に講ずるべき措置について (1) 本事業の環境影響評価の実施に当たっては、想定区域周辺で計画されている国道329号西原バイパスの整備や将来の土地利用の計画を踏まえ、将来の環境の状況を整理した上で、その内容も踏まえること。	本事業の環境影響評価の実施に当たっては、想定区域周辺で計画されている国道329号西原バイパスの整備や「西原町都市計画マスタープラン2025-2045」に示される将来の土地利用の計画を踏まえ、将来の環境の状況を整理した上で、調査・予測・評価を行います。
(2) 大気質について、本配慮書では、類似事例における最大着地濃度出現予測距離や「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）を踏まえ影響範囲を設定したとしているが、本県は、季節風、台風等の影響を受ける気象特性を有していることに加え、影響範囲とした半径3kmの範囲に高低差を有する地形が含まれていることから、一般的な平坦地を前提とした簡易的な整理のみでは、影響範囲を適切に把握できない可能性がある。 ついては、大気質に係る環境影響評価を実施する場合には、煙突の高さとの関係、気象条件、地域条件等を踏まえ調査地域を設定するとともに、気象や地形といった地域特性を適切に反映できる予測手法の選定に努めること。	方法書以降の大気質に係る環境影響評価にあたっては、地上気象及び上層気象の現地調査を実施し、本地域の気象特性を把握したうえで、煙突高さ、気象条件、地形等を踏まえて影響範囲を適切に選定し予測を実施します。 また、既存資料や現地踏査により本地域の地形を把握し、気象や地形等の地域特性を適切に反映できる予測手法の検討を行います。
(3) 騒音に係る環境影響評価を実施する場合には、以下の措置を講じること。 ア 本事業の焼却施設は24時間運転を想定していることから、夜間のバックグラウンド騒音を把握した上で、夜間における騒音の影響についても予測及び評価を行うこと。	環境騒音の現地調査は、夜間も含め24時間実施する計画としています。また、予測・評価についても昼間・夜間について実施することとします。
イ 想定区域周辺の交通量について、将来の環境の状況を踏まえた時間別交通量の変動についても明らかにすること。	将来の交通量については、国道329号西原バイパスの計画交通量を入手し、参考情報として整理します。 時間別交通量の変動については、暫定供用中のバイパス区間での現地調査において把握し、周辺の道路交通センサス結果とも比較し検証した上で、予測・評価を行います。
(4) 景観に係る環境影響評価を実施する場合には、東崎都市緑地（イルカ公園）内の「西原タッチュー」等の想定区域周辺の小高い眺望点についても主要な眺望点又は身近な視点場に設定することを検討すること。	配慮書では、東崎都市緑地（イルカ公園）内の「西原タッチュー」についても現地踏査を行い、想定区域の方向は主要な眺望方向にあたらないことから予測地点としませんでした。 方法書以降の環境影響評価にあたっては、想定区域周辺の小高い眺望点についても改めて現地踏査を行い、主要な眺望点又は身近な視点場に設定することを検討します。
(5) 工事計画について、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資機材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な内容を明らかにすること。	方法書以降の環境影響評価図書では、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資機材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な工事計画を記載します。
(6) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設敷地から発生する雨水排水について、処理計画の詳細な内容を明らかにすること。	方法書以降の環境影響評価図書では、降雨によって施設敷地から発生する雨水排水の詳細な処理計画を記載します。
(7) 事業計画の今後の検討に当たっては、関係法令を所管する部署や地域の関係者等と十分に調整を行うこと。	事業計画の今後の検討に当たっては、関係法令を所管する部署や地域の関係者等と十分に調整を行い進めてまいります。

西原町長意見に対する都市決定権者の見解

西原町長意見	都市決定権者の見解
1. 大気質について 事業実施想定区域から環境影響を受ける想定範囲(3km)の区域は本町の大部分を占めていることから、大気汚染防止法に定められた排出基準を遵守するほか、有事の際には、本町の住民や関係者、事業者へ丁寧な説明等、細やかな対応を行うこと。	計画施設の煙突排ガスについては、大気汚染防止法等の法規制値の遵守はもとより、近隣施設等における排ガス基準値を参考に、より厳しい値を公害防止目標値として設定します。 また、建屋の耐震性確保や緊急停止システムなどの災害対策を講じるとともに、有事の際には周辺地域の住民や関係者、事業者への丁寧な説明等の細やかな対応を行います。
2. 景観について 煙突等の建築構造物の配置や色彩等については、景観に配慮した計画とすること。また、植栽にあたっては沿道側を重点に中高木花等の緑化に努めること。	施設の配置の検討にあたっては、想定区域に近いために景観の変化の大きい視点場について特に配慮し、選定しました。 また、方法書以降の環境影響評価や計画の詳細検討にあたっては、建築構造物の色彩や中高木による沿道側の遮蔽植栽等、景観に配慮した計画となるよう検討を行います。
3. その他 工事期間中に工事車輛の往来等で交通渋滞が起らないよう対策を講じること。また、施設整備後は構成6市町から多くの塵芥収集車が集まることから、スムーズな搬入が実施できるような配置計画とすること。	工事期間中については、工事関連車両が集中することのないよう工程管理や車両の運行管理を適切に行うなど、交通渋滞が起らないよう対策を講じます。 また、施設の配置等の選定にあたっては、生活環境や景観への影響のほか、廃棄物運搬車両の待機スペースを敷地内に十分に確保できるか等の観点から、総合的に検討を行いました。 今後の計画の詳細検討にあたっては、周辺地域の交通渋滞へ配慮した計画となるよう検討を行います。

中城村長意見に対する都市決定権者の見解

中城村長意見	都市決定権者の見解
1. 事業実施想定区域の周辺状況について 西原町東部にある既存の工業専用地域に隣接していますが、周辺には住宅街及び学校、漁港、都市公園など環境保全への配慮が特に必要と考えます。 対象事業に係る環境影響の想定範囲内に含まれる本村においても、予定地の北側は集落及び農振農用地、また西側の高台には人口密度の高い市街化区域を有するため、法令で定められる規則及び基準値については、事業者及び村民への丁寧な説明をお願いします。	想定区域周辺には、住居や学校、漁港、都市公園等の施設が存在していることを踏まえ、環境保全へ配慮した計画となるよう検討を行います。 特に、計画施設の煙突排ガスについては、大気汚染防止法等の法規制値の遵守はもとより、近隣施設等における排ガス基準値を参考に、より厳しい値を公害防止目標値として設定します。 今後の環境影響評価手続きにおいては、方法書及び準備書の住民説明会を計画していますが、丁寧な説明に努めてまいります。
2. 環境影響について 大気質・水質には特に、有害な影響の回避又は軽減に向けて、想定区域である西原町への対応に準じた配慮をお願いします。 騒音及び振動の影響は軽微であると考えますが、悪臭については基準値だけにやらない定期的な改善を検討するよう、生活環境への配慮をお願いします。	環境影響の回避又は低減に向けて、大気質については、法規制値の遵守はもとより、さらに厳しい値を公害防止目標値として設定します。また、水質については、プラント排水は無放流または下水道放流、生活排水は下水道放流とし、公共用水域には排出しない計画としています。 騒音、振動、悪臭については、各関係法令による基準値の遵守のほか、供用開始後の事後調査の実施や、定期的なモニタリング等を検討します。
3. 景観について 本村からの主要な眺望点からは、遠景で視認できる程度であり、景観への影響は軽微であると考えますが、緑地の配置、又は構造物の色彩について西原町景観計画との整合性を図るようお願いします。	方法書以降の環境影響評価や計画の詳細検討にあたっては、建築構造物の色彩や中高木による沿道側の遮蔽植栽等、景観に配慮した計画となるよう検討を行い、西原町景観計画と整合した計画とします。
その他 本村は対象事業の構成6市町より北に位置するため、運搬車両の走行ルートは範囲外と考えますが、早朝の混雑などへ配慮した搬入の実施をお願いします。また、地域説明会の開催等の要望があった際には、柔軟に対応していただくようお願いします。	施設の配置等の選定にあたっては、生活環境や景観への影響のほか、廃棄物運搬車両の待機スペースを敷地内に十分に確保できるか等の観点から、総合的に検討を行いました。 中城村内の廃棄物運搬車両の走行は想定されませんが、今後の計画の詳細検討にあたっては、周辺地域の交通渋滞へ配慮した計画となるよう検討を行います。 また、今後の環境影響評価手続きにおいては、方法書及び準備書の住民説明会を計画していますが、さらに要望等があった場合には、柔軟に対応してまいります。